

# 鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金の 事務手続きについて

## 1. プロフェッショナル人材戦略拠点によるマッチング支援

↓

○とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点の事業を活用して、県外のビジネス人材が副業・兼業により県内企業を訪れて事業に従事した際の移動に要する交通費・宿泊費が補助金の対象となります。

## 2. 副業・兼業人材受入れ

↓

○副業・兼業人材から、移動に要する経費に係る領収書を受領してください。  
(交通費、宿泊費に係る領収書の写しその他支払額を証明できるものを添付)

## 3. 交付申請書提出

(人材が業務に従事した日から1月以内又は3月10日)

↓

○交付申請書は、下記提出先に郵送、持参、又はメールしてください。  
○助成金額の上限は、1社あたり年間10万円です。

## 4. 交付決定及び額の確定通知

(交付申請から原則として14日以内に通知)

## 5. 補助金支払

○実績報告書の提出は、補助金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなします。

### 資料提出・問い合わせ先

商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク  
鳥取県鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)  
電話:0857-51-0501 ファクシミリ:0857-51-0502  
Eメール:hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp